

四日市市告示第 32 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 6 第 3 項の規定に基づき、四日市市森林整備計画を変更したいので、同法第 10 条の 6 第 4 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該森林整備（変更）計画の案を縦覧に供する。

なお、四日市市森林整備（変更）計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに四日市市長に対し、理由を付した文書をもって意見書を提出することができる。

平成 27 年 1 月 28 日

四日市市長 田 中 俊 行

1 縦覧場所

四日市市役所 商工農水部 農水振興課

2 縦覧期間

平成 27 年 1 月 28 日から

平成 27 年 2 月 26 日まで